(第2版:2020年2月7日)

2019 年度「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく実行団体公募要領

# 中国 5 県における地域格差及び所得格差による課題を解決し、 暮らし続けられる地域をつくる事業

## 2020年1月

中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム

#### 構成団体

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 公益財団法人ふるさと島根定住財団 NPO 法人岡山 NPO センター NPO 法人ひろしま NPO センター (代表団体) NPO 法人やまぐち県民ネット 2 1

## 目次

1.	趣旨	1
2.	休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿	1
3.	実行団体に期待される役割(助成内容)	3
4.	申請資格要件	7
5.	助成方針等	8
6.	選定について	10
7.	申請の手続き	12
8.	経費について	15
9.	選定の流れ	16
10.	審査結果の通知と公開	17
11.	選定後について	17
12.	事業の評価	20
13.	基盤強化について	20
14.	実行団体に対する監督について	21
15.	外部監査の推奨	22
16.	助成金の使途	22
17.	選定の取消し等	22
18.	助成金の返還	23
19.	加算金及び延滞金	23
20.	不正等の再発防止措置	24
21.	情報公開	24
22.	資金提供契約	24
23.	説明会の開催	26
24.	問い合わせ先	26
別添	: 1	27

## 更新箇所

#### 第2版(2020/2/7)

- 1. 変更\_P12
  - (3) 申請に必要な書類\_①様式

様式6については申請受付後、事務局よりご連絡いたしますので、パスワードをかけた Excel ファイルにてご提出してください。

### 2. 変更\_P27

●社員総会・評議員会の運営に関する規程\_(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する 除外規定は必須としないこととします。

#### 3. 変更\_P3

- (1)共通(見出し)
- (1)3つのエリアに共通する項目

#### 1. 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。

こうした社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、行政の執行になじみにくい、既存施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。これらの解決に資するため、10年以上入出金等が確認できない休眠預金等について、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、民間公益活動を促進するために活用することとした「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)」(以下「法」という。)が、平成30年1月1日に全面施行されました。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」という。)が、同法に基づく指定活用団体として、民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」という。)に対して助成を行う資金分配団体の公募を実施した結果、私たち(中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム)が採択されました。実行団体の公募を以下の要項に沿って実施します。

### 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用による目的は、以下の 2点です。

- ・ 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ・ 民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができ る環境を整備すること

これらの目的を達成することで、

- ・ 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され
- ・ 資金分配団体や、実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し
- · 社会課題の解決に向けた取組が強化されます。

我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上、および国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)の達成に貢献することも期待されます。本事業の財源である 休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダー(多様な関係者)に対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに事業による成果の可視化も求められますので、そのための事業評価の実施も重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織の能力強化を目的とした伴走支援に重点をおいています。

### 優先的に解決すべき社会の諸課題

私たち(中国5県休眠預金等活用コンソーシアム)は、JANPIAが提示する、3つの領域と7つの優先すべき社会の諸課題を踏まえ、【地域格差】や【所得格差】に起因する「地方のくらしの崩壊・消滅」を優先的に解決すべき社会の諸課題として取り組んでまいります。

#### < JANPIA が提示する、3 つの領域と7 つの優先すべき社会の諸課題>

- 1) 子ども及び若者の支援に係る活動
- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- 2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援
- 3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- ⑥ 地域の働く場づくりの支援
- (7) 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

#### <本応募で設定した優先すべき社会の諸課題>

【地域格差】山間部や島しょ部における交通格差や地域格差に起因する仕事や商店不足 【所得格差】都市部における所得格差や生活差に起因する虐待や貧困

住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っても、人口減少や高齢化など社会構造の変化により上記 2 つの大きな格差が生まれ、「これまでどおりのくらし」や「将来希望するくらし」を叶えることが難しくなっています。結果として地域を離れる人が増え、集落での暮らしや地域独自の風土が失われていくこと、すなわち「地方のくらしの崩壊・消滅」は中国地方 5 県において共通に発生している課題です。

### 3. 実行団体に期待される役割(助成内容)

本助成事業では、中国地方における諸課題を解決するために、多様な NPO (市民活動団体)の力を伸ばすと同時に、地域資源の活用や多様な主体との連携を推進し、住み慣れた地域で豊かな人間関係の中でくらし続けられる社会の実現を目指しています。その具体的な取り組みを支援するため、島根県エリア、岡山県エリア、広島県エリアにおいて次の要件で助成を行います。

3つのエリアに共通する項目に加えて、エリアごとに助成事業の内容が異なります。実行団体は、事業を提案するにあたり、3つのエリアから取り組むエリアを1つ選択してください。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割(助成内容)は以下のとおりです。

#### (1) 3 つのエリアに共通する項目

採択事業名	択事業名 中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム休眠預金活用事業		
事業種別	草の根活動支援事業		
対象エリア 中国地方			
	①中山間地域及び離島における暮らしの維持の問題(島根、広島)		
	②都市部における虐待や生活困窮による暮らしの維持の問題(岡山)		
  解決すべき社会	住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っても、人口減少や高齢化など社会構造の変化に		
の諸問題	より地域格差や所得格差が生まれ、「これまでどおりのくらし」や「将来希望するくらし」を		
の指向機	叶えることが難しくなっている。結果として地域を離れる人が増え、集落での暮らしや地域		
	独自の風土が失われていくこと、すなわち「地方のくらしの崩壊・消滅」は中国地方 5 県に		
	おいて共通に発生している問題である。		
	中国地方において、くらしの崩壊・消滅につながる課題を解決し、既存の行政施策や支援		
	の狭間から零れ落ちそうな人を受け止める恒常的な受け皿となるとなるプラットフォームま		
	たは拠点を整備する。その拠点を核として、福祉、なりわい、環境、格差等の問題を包括		
実行団体に期待	的に捉え、多様な主体と地域を超えて連携・協働し、包括的に課題解決へ取り組む活動		
する活動概要	を期待する。		
	前項の問題①②に共通する「地域格差」と「所得格差」について、それぞれの実行団体が		
	行う事業を通じて解決モデルを生み出し、地域を越えて共有・連携し、中国地方全域での		
	課題解決を目指す。		
事業期間	契約締結日から最長3年。ただし、2023年3月31日を越えない。		
公募期間	2020年1月27日から2020年2月28日17時まで		

## (2)島根県エリア

テーマ	中山間地域・離島における生業づくりとそれを支える仕組みづくり
対象エリア	島根県の中山間地域・離島
細油すべき社会	・中山間地域・離島では都市部に比べ、市場が小さく、働く場所が少ない
解決すべき社会 の諸課題	・起業する若者が少ない
の的味趣	・若者のチャレンジを応援する仕組みがない
実行団体に期待	・新たな起業やチャレンジを掘り起こし、生業を創りだす活動
美打団体に期付	・生業のきっかけや交流を促す拠点を整備する活動
9 る冶助概安	・多様なステークホルダーによる支援の仕組みを構築する活動
採択予定実行団	1 団体程度
体数	1 国体注及
	2,000 万円
  1 団体あたりの	各年度の助成額の内訳
助成額(上限)	(1 年目:1,400 万円)
切戏破(工成)	(2年目:500万円)
	(3 年目:100 万円)
	島根県内で民間公益活動を行う団体で次の条件を満たすこと
	・島根県内に主たる事務所を置いていること
  対象となる団体	・本事業で整備する拠点は島根県内に置くこと
ンシングになる日本	・法人格の種類は問わない(任意団体でも申請できるが、事業期間内に法人格を取得すること)
	・多様で複数の組織・団体が関わる事業(いわゆるコレクティブインパクト型事業)を優先
	する

## (3) 岡山県エリア

テーマ	貧困や虐待の被害にある子どもたちの生活再建拠目的とする拠点整備 岡山県		
対象エリア			
	・所得格差や生活格差により社会から子どもが取り残されている		
解決すべき社会	・生まれ育った環境に暮らしが左右され、貧困が世代を超え連鎖している		
所次りへされ去 の諸課題	・官民総合での子ども支援体制が不十分		
の音味趣	・支援機関どうしの情報共有と連携が不十分		
	・支援情報の集約と周知が不十分		
実行団体に期待	「取り残される子ども 0 人」を目指し、生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超え		
	て連鎖することのない社会を実現するために、セーフティーネットなる場の安定運営のた		
する活動概要	めに拠点となる施設の取得整備と機能充実を図る取り組み。		
採択予定実行団	1 団体程度		
体数			
	2,000 万円		
1 団体あたりの	各年度の助成額の内訳		
助成額(上限)	(1 年目:1,400 万円)		
切风积(工限)	(2年目:500万円)		
	(3年目:100万円)		
	岡山県内に主たる事務所を置き、岡山県内で民間公益活動を行う団体で次の条件を満た		
	すこと。		
	・法人格を有する団体(法人格の種類は問わない)。		
	本テーマでは不動産取得による拠点整備を事業実施の前提としているため、		
	物件の所有者を明確にする観点から、法人格を持たない任意団体による申請は		
対象となる団体	対象外とします。		
対象になる団体	・岡山県内での本テーマに関する活動実績を有する団体。		
	・第三者機関による組織評価を受けている、または受ける意欲のある団体。		
	・岡山県内の行政機関との協働事業を行った経験がある、または行う意欲のある団体。		
	・本事業で整備する拠点を岡山県内に置くこと。		
	・多様で複数の組織・団体が関わる事業(いわゆるコレクティブインパクト型事業)を		
	優先する。		

## (4) 広島県エリア

テーマ 「ひと」「しごと」「地域資源」等の好循環モデル形成 対象エリア 広島県の中山間地域 ・地域の一次産業や自営業等の生業が失われている問題 ・地方から都市への資源流出(ひと、経済等)問題 ・でひと」「しごと」「地域資源」などの包括的な地域経済循環がない問題 ・地域の一次産業や自営業等を巻き込んだ地域経済循環を創り出す活動 ・多様なステークホルダーが集い、知見が活かされ、そのノウハウが共有される人材の循環を創り出す活動 採択予定実行団 体数 2 団体程度 1,000 万円 各年度の助成額の内訳 (1 年目:700 万円) (2 年目:250 万円) (3 年目:50 万円) 広島県内に事務所を置き、広島県の中山間地域で民間公益活動を行う団体で次の条件
<ul> <li>・地域の一次産業や自営業等の生業が失われている問題</li> <li>・地域の一次産業や自営業等の生業が失われている問題</li> <li>・地域の一次産業や自営業等を参き込んだ地域経済循環がない問題</li> <li>・地域の一次産業や自営業等を巻き込んだ地域経済循環を創り出す活動</li> <li>・多様なステークホルダーが集い、知見が活かされ、そのノウハウが共有される人材の循環を創り出す活動</li> <li>採択予定実行団体数</li> <li>1 団体あたりの助成額(上限)</li> <li>1 団体あたりの助成額の内訳(1年目:700万円)(2年目:250万円)(3年目:50万円)</li> </ul>
解決すべき社会 の諸課題
<ul> <li>・地方から都市への資源流出(ひと、経済等)問題         <ul> <li>・「ひと」「しごと」「地域資源」などの包括的な地域経済循環がない問題</li> </ul> </li> <li>実行団体に期待する活動概要</li> <li>・地域の一次産業や自営業等を巻き込んだ地域経済循環を創り出す活動         <ul> <li>・多様なステークホルダーが集い、知見が活かされ、そのノウハウが共有される人材の循環を創り出す活動</li> </ul> </li> <li>採択予定実行団体数</li> <li>1 団体あたりの助成額の内別         <ul> <li>(1 年目:700万円)</li> <li>(2 年目:250万円)</li> <li>(3 年目:50万円)</li> </ul> </li> </ul>
実行団体に期待する活動概要 ・多様なステークホルダーが集い、知見が活かされ、そのノウハウが共有される人材の循環を創り出す活動 2 団体程度
・多様なステークホルダーが集い、知見が活かされ、そのノウハウが共有される人材の循環を創り出す活動  採択予定実行団 体数  1,000 万円 各年度の助成額の内訳 (1 年目:700 万円) (2 年目:250 万円) (3 年目:50 万円)
環を創り出す活動  採択予定実行団 体数  1,000 万円 各年度の助成額の内訳 (1 年目: 700 万円) (2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
全国体程度
体数 1,000 万円 各年度の助成額の内訳 (1 年目: 700 万円) (2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
1 団体あたりの 助成額(上限)(1 年目: 700 万円) (2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
1 団体あたりの (1 年目: 700 万円) (2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
助成額(上限) (1 年目: 700 万円) (2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
(2 年目: 250 万円) (3 年目: 50 万円)
た良児内に事務所を置き た良児の中山間地域で民間公共活動を行う団体で次の条件
を満たすこと。
・法人格の種類は問わない
・広島県の中山間地域での活動実績を有すること
・多様で複数の組織・団体が関わる事業(いわゆるコレクティブインパクト型事業)を優先
する

#### 4. 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。

法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります(「6.選定について|参照)。

ただし、次のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規 定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。
- (9) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - ② 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

## 5. 助成方針等

- (1) 実行団体に対する助成の方法は、資金分配団体である弊団体(以下、「弊団体」という。)の 2019 年度事業計画の範囲内で実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。
- (2) 期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。
- (3) 実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率(※)を設定し、事業に係る経費の20%以上は、自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討いたします。また、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にしていただきます。※補助率については次項をご参照ください。
- (4) 弊団体は、最長3年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了 時期は別途資金提供契約(資金分配団体と各実行団体が締結する契約)に定めることとします。
- (5) 実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費です。助成額の最大 15%とします。
- (6) 総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を 特記して公表することを資金提供契約に定めることとします(「8.経費について |参照)。
- (7) 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。ただし、助成金の支払いは年度ごとに確定し精算するものとします。(なお、「11. 選定後について(3)総事業費の管理と助成金の支払い」を参照)

※注記:総事業費と助成額等の関係について

総事業費=A(助成額)+B(自己資金や民間資金など)+C(評価関連経費)

- 総事業費 (A+B+C) から評価関連経費 (C) を除いた事業に係る経費 (A+B) を 100%とした 時、助成額 (A) は 80%以下、自己資金や民間資金 (B) は 20%以上となります。
- 補助率=助成額(A)÷事業に係る経費(A+B)
- また、助成額(A)の内訳については、直接事業費が85%以上、管理的経費が15%以下となります。

A:助成額(A+Bを100%とした場合80%以下となります)

直接事業費 Aに対して85%以上 管理的経費 Aに対して15%以下

B:自己資金や民間資金など (A+Bを 100%とした場合 20%以上となります)

C:評価関連経費(助成額「A」の5%未満)

## 6. 選定について

## (1) 選定基準

以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

	● 事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアン
	ス体制等を備えているか
	● ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する諸規程については別添1の必須項
	目を資金提供契約締結までに提出すること
	● なお、別添 1 で契約期間中に提出すべきとされているものについては「提出書類
	に関する誓約書」で提出を誓約すること(ただし、別添1の注記をご参照ください)
ガバナンス・	特に利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関
コンプライアンス	係があるとみられる組織、団体等は選定いたしません。
	※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。
	- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場
	合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあり原則として避けるべきであ
	り、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
	-実行団体の募集にあたっては、会員(メンバー)団体に限定せず、それ以外の団
	体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
+ 44k o - 7: At his	● 社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定
事業の妥当性 	した課題に対して妥当であるか
	● 業務実施体制や計画、予算が適切か
	● 事業計画書において、達成すべき成果、期間、助成期間終了後の活動イメージ、
実行可能性 	各事業年度における事業内容と必要な費用額、成果の実施時期及び評価の方法
	(12.事業の評価で詳細を記載)が明示されていること
	● 助成終了後の計画(出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
継続性	● 総事業費から評価関連経費を減じた額の 20%以上は自己資金又は民間からの資
	金(本助成金以外の資金)を確保していること
先駆性(革新性)	● 社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
\hat 2 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	● 事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながることが
波及効果 	期待できるか
海堆し計手	● 多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定
連携と対話 	されているか
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	● 活動地域の課題や環境、地域特性、歴史的背景等に対する理解があり、解決を
│ 地域性·当事者性 │	はかろうとする課題の当事者として継続的に取り組む覚悟があるか

#### (2) 選定配慮事項

また、以下①~③の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成を受けることは可能とします。
- ③ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

また、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の 創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

#### (3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定までに要する全ての費用については、各申請団体(実行団体に申請する団体。 以下同じ)の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に指定されなかったことによる一切の損害等について弊団体が責任を負うものではありません。

## 7. 申請の手続き

#### (1) 公募期間

公募期間は2020年1月27日から2020年2月28日17時まで

#### (2) 申請方法

以下のQRコードまたはURLから専用のフォームにて申請ください。



【申請フォーム】https://jp.surveymonkey.com/r/B92RW3S

申請書を受領してから 2 営業日以内に、受領メールを返信いたします。必ずその受領確認のメールを ご返信ください。受領メールが届かない場合は、必ず応募するエリアの事務局 (末尾掲載) へご連絡ください。

#### (3) 申請に必要な書類

#### ① 様式

所定の様式に記載する書類 PDF 形式にて提出してください。様式 6 については申請受付後、事務局よりご連絡いたしますので、パスワードをかけた Excel ファイルにてご提出してください。

様式	名称	備考
様式 1	団体·事業概要	
様式 2	事業計画書	
様式 3	資金計画書	
様式 4	欠格事由に関する誓約書	コンソーシアムでの提案の際は、構成団体も提出。
様式 5	業務に関する確認書	
様式 6		コンソーシアムでの提案の際は、構成団体も提出。
7米工、0	<b>议</b> 負句海 	申請受付後、事務局よりご連絡いたします。
様式 7	情報公開承諾書	
様式 8	申請に関する誓約書	
様式 9	自己資金に関する申請書	
様式 10	提出書類に関する誓約書	
様式 11	規程類に含める必須項目確認書	
様式 12	申請書類チェックリスト	
様式 13	助成申請書	

## ② 団体情報に関する書類

	提出物	備考
1	定款	定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体
1,		の目的がわかるもの
		発行から3ヶ月以内の現在事項全部証明書の写し(法人のみ)
2.	登記事項証明書	無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、
		本店・本部所在地などがわかるもの
2	事業報告書	過去3年分
3.		※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出

## ③ 決算報告書類

過去3年分を提出。設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出。

	提出物	備考
1.	貸借対照表	
2.	損益計算書	活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等
3.	監査報告書	監事及び会計監査人による監査報告書(監査を受けている場合)

#### ④ 規程類

<u>•</u>	况性规		
		必要な規程	
	1.	社員総会・評議員会の運営に関する規程	
	2.	理事会の運営に関する規程	
	3.	役員及び評議員の報酬等に関する規程	
	4.	職員の給与等に関する規程	
	5.	理事の職務権限に関する規程	
	6.	倫理に関する規程	
	7.	利益相反防止に関する規程	
	8.	コンプライアンスに関する規程	
	9.	公益通報者保護に関する規程	
	10.	情報公開に関する規程	
	11.	文書管理に関する規程	
	12.	リスク管理に関する規程	
	13.	監事の監査に関する規程	
	14.	経理に関する規程	
	15.	組織(事務局)に関する規程	
	16.	コンソーシアムの運営に関する規程 ※コンソーシアムによる提案の場合	

- 1) 規程類に関しては、別添1および「規程類に含める必須項目確認書」をご確認ください。
- 2) 提出していただく規程類(自団体で持っている規程や指針等)には別添 1 の必須項目が含まれていることを確認してください。
- 3) 以下の規程類の名称と提出頂く名称は同一である必要はありません。「規程類に含める必須項目確認書」で求められる項目と提出する規程類(自団体で持っている規程や指針等)を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程を作成するか、既存の規程類の改訂を行ってください。
- 4) 申請時にやむをえない理由により提出できない規程類がある場合には、「提出書類に関する誓約書」を提出してください。その際には、「規程類に含める必須項目確認書」を再提出してください。

#### 8. 経費について

詳細は別途定める「積算の手引き」「精算の手引き」を参照してください。

#### (1) 積算について

実行団体 1 団体あたり、最長 3 年間の事業に対する最大の助成額の目安は、2,000 万円(島根・岡山)または 1,000 万円(広島)です。

対象となる経費は、民間公益事業の実施に必要な経費とし、個別の資金提供契約において最終決定されるものとします。

- 様式3「資金計画書」は、申請団体が通常使用する会計費目を使用して作成して下さい。
- 複数年度にわたる事業の場合には、各事業年度および事業期間全体の資金計画を作成して下さい。
- この事業に関する事業年度は4月1日から翌年3月31日までとして下さい。
- 各費目は算出根拠を示す必要があります。
- 謝金、賃金、旅費、交通費については、弊団体と実行団体とで協議の上ルールを決めていただきます。ただし、その場合でも社会通念上、妥当と認められない水準の場合には、調整することがあります。

#### 【資金計画書作成時の留意点】

① 資金計画書は助成金申請額と自己資金又は民間資金を合わせた事業費について記載してください。 助成対象経費は、以下の表に基づき、直接事業費と管理的経費とに大きく分けた上で、申請団体が通 常使用する会計費目で分類して下さい。

分 類	定義・留意点		
	● 実行団体による民間公益事業実施に直接係る活動経費のうち、支出にかかる証拠書類		
	を提出することが可能な費用です。		
<b>本拉市光</b> 弗	例:謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣		
直接事業費	伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、人件費(当該事業に従事する業務		
	従事者の給与)など		
	● 助成額の 85%以上としてください。		
	● 役職員の人件費等や管理部門などの管理的経費、事務所の家賃等に要する経費で、当		
	該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費、		
世 管理的経費	又活動を実施するための調査費等です。		
日垤的社员	● 助成額の最大 15%とします。		
	● 申請事業の経費として特定することが困難な費用については、他事業と按分して、算出根		
	拠を明らかにしてください。		

② 評価の確実な実施を図る観点から、評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費(評価 関連経費については助成額とは別枠で助成額の5%未満を助成します)を助成額と別枠で申請可能で す。このため、社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費(以下「評価関連経費」とい う)については「管理的経費」に積算する必要はありません。

#### 【対象外経費について】

- ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金
- 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- 個人または団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

上記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額または対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

#### 9. 選定の流れ

- (1) 申請書類を確認の上、事務局より必要に応じて面談等をさせていただきます。
- (2) 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議において審査が行われます。
- (3) コンソーシアム運営委員会(意思決定機関)で決定します。
- (4) 審査の結果は申請団体に対し、文書にて通知します。
- (5) 審査結果は公表させていただきます。公表内容については「10.審査結果の通知と公開」を参照 してください。
- (6) 内定団体を対象に、事業計画書、資金計画書、評価計画書のブラッシュアップを行います。その 計画書を基に資金提供契約を締結いたします。

## ウェブサイトにて公募要領公開 2020年1月27日

公募説明会の開催 2020年2月3日(広島)、2月4日(岡山)、2月5日(島根)、 2月6日(三次)、2月10日(津山)

申請受付 公募要領公開~2020年2月28日17時まで

> 実行団体の審査、選定・通知 2020年3月下旬予定

内定団体対象の計画ブラッシュアップ 2020年4月上旬予定

資金提供契約締結 2020年5月予定

#### 10. 審査結果の通知と公開

#### (1) 通知方法

審査結果については、申請団体に対し文書で通知します。

審査結果文書に記した理由以外は、非選定の理由はお答えいたしません。ご了承ください。

#### (2)情報公開

実行団体公募要領や公募に必要な書式については弊団体の WEB サイト上で一般に公表します。

また、公募に申請した団体の情報 (団体名・所在地・事業名・事業概要) を、募集終了時に弊団体の WEB サイト上で公表します。

さらに、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を弊団体のWEBサイト上で広く一般に公表します。なお、上記に関しては様式7情報公開承諾書を提出していただきます。但し、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

#### 11. 選定後について

#### (1) 休眠預金助成システム

JANPIA が開発するシステムで事業の進捗管理や評価結果等を報告していただくものです。休眠預金助成システムを使用して、JANPIA 及び資金分配団体、実行団体間で進捗管理や評価結果等をペーパーレスで迅速に共有し一元管理します。また、事業運営の透明性を確保するため、入力された内容は基本的にすべて公開されます。

#### (2) 事業の進捗管理

#### ① 進捗報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、6か月ごとの活動の進捗および総事業費の使用状況について休眠 預金助成システムを使って報告してください。

上記に加え、事業の進捗状況を把握するための協議を対面形式で毎月 1 回以上程度行います。この形式はインターネットを通じた遠隔会議、テレビ会議システム等を含みます。

#### ② 事業報告

実行団体は、資金提供契約に基づき、各事業年度が終了するごとに、休眠預金助成システムにより、事業と収支の報告をしてください。

#### (3) 総事業費の管理と助成金の支払い

#### ① 指定口座の開設について

総事業費を一元的に管理するため、総事業費のみを管理するための指定口座を開設してください。指定口座において総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、指定口座以外の金融機関口座において総事業費の管理を行わないでください。また、指定口座における日本円での預金を除くほか、本総事業費を運用しないようにしてください。

なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、総事業費の管理のための金融機関口座残高が一時的であっても 1,000 万円を超える可能性がある場合には、決済用預金口座 (利息の付かない普通預金あるいは当座預金)を開設してください。通帳がない当座預金については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。

#### ② 指定口座の管理

実行団体は、弊団体に対し、指定口座の預金残高や出金及び振込みに関する情報を提供又は報告してください。また、JANPIAがこれらの情報の提供又は報告をICTを活用した休眠預金助成システムを通じて行うことを要請した場合には必要な協力をお願いすることがあります。

#### ③ 支出管理

やむを得ない事由があると弊団体が認めた場合を除き、指定口座から現金の出金を行わず、原則として 指定口座からの支出は請求書払い、振込、カード支払いによって行ってください。金額に関わらず、指定口 座から出金した現金の額、出金の日時及び目的などは記録してください(帳票のひな形は用意します)。

#### ④ 支払い時期等

実行団体への助成金の支払いは、JANPIA から資金分配団体に助成金が交付された後に、契約に基づき 半年分の実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。

実行団体への助成金の支払いは半年ごとに行います(2019年度に行う資金分配団体から実行団体への助成金の支払いは、2020年9月末までの資金を含めて行います)。また、2021年度と2022年度の上期分(4月~9月)の支払いは、資金分配団体がJANPIAから休眠預金の支払いを受ける毎7月以降となります。

10月に4月~9月の民間公益事業の内容並びにその進捗状況及びその成果についての報告を行い、当該報告に基づいて、10月から翌年3月までの実行団体への助成金を支払います。4月は実行団体向け精算の手引き(\*別途後日に「実行団体向け精算の手引き雛型」を開示します)に従って、前事業年度の精算を行うとともに、3月末の進捗管理報告に基づいて、4月~9月分の実行団体への助成金を支払います。

#### ⑤ 使途等

総事業費の使途については資金提供契約で認められたものに限定し、民間公益事業とそれ以外の事業とを区分して経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。支払証拠書類は事業完了日が属する会計 年度の終了後、5年間保管してください。

#### (4) シンボルマークの表示

休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを JANPIA が 作成します。事業実施に当たってはこのシンボルマークを表示してください。

具体的な利用方法については実行団体の事業実施前までに JANPIA が別途定める予定の「シンボルマーク利用手引き(仮称)」をご参照ください。

#### (5) 事業完了報告

- ① 助成事業終了日から 2 週間以内に、休眠預金助成システムを使って弊団体に事業完了報告書を提出してください。
- ② 事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後 5 年を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。この検査等に JANPIA が立ち会う場合があります。
- ③ 同期間内においては、会計帳簿その他本事業に関係する書類データは保管してください。
- ④ 上記①、②に規定する監査においては、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行うことがあります。

#### (6) その他

助成金の積算、精算についての詳細は別途「積算の手引き」「精算の手引き」にて詳細を定めます。

#### 12. 事業の評価

- (1) 休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、国民の資産である休眠預金等を活用しているという性質上、その活用の成果を適切に評価し、国民に明らかにすることが求められています。
- (2) 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」に基づき、評価の客観性や正当性を確保する前提のもと、社会的インパクト評価を行っていただきます。評価の主体は、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、自己評価を基本とします。
- (3) 資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、 各実行団体の自己評価を伴走支援します。
- (4) また、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的関心が高いもの等については、 外部評価や第三者評価を行うことにより、評価の信頼性および客観性を確保することとします。 なお、実施内容や実施時期については、実行団体、資金分配団体、JANPIA間で協議の上決定します。
- (5) 評価は事業を実施する前(事前評価)、中間時(中間評価)、事業終了時(事後評価)に実施します。また、必要に応じて追跡評価を実施する場合があります。
- (6) 評価に係る事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないようにする必要があります。

## 13. 基盤強化について

民間公益活動の底上げと自立化、持続的発展をめざし、資金分配団体は実行団体の基盤強化を図るため、実行団体との対等なパートナーシップによる企画の補強から進捗管理、監督、評価、教育・研修事業等の実施による基盤強化支援を行います。

評価等に関する調査実施に要する経費として評価関連経費を助成額とは別枠で申請可能です。(「8. 経費について【資金計画書作成時の留意点】」を参照して下さい)

#### 14. 実行団体に対する監督について

#### (1) 監督

休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項について、選定された実行団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行うこととされています。また、資金分配団体または JANPIA が不正行為等を WEB サイト上で広く一般に公表すること及び当該不正行為等の関係者について刑事告発等の必要な策を講じることがあります。

#### (2)情報公開の徹底

- ① 資金分配団体は、選定された実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成 総額とその算定根拠を資金分配団体の WEB サイト上で公表します。
- ② 当該事項を実行するための措置として、当該事項について資金提供契約に記載することとなります。 実行団体は、休眠預金助成システムを通じて実行団体における事業の進捗状況や評価結果、助成金の 使用状況等について公表することが求められています。当該事項を実行するための措置として、当該 事項について資金提供契約に記載することとなります。これらの仕組みを通じて、資金分配団体は実 行団体を適切に監督していることを確認します。
- ③ 資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における総事業費の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。
  - 1) 実行団体における本事業に係る財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
  - 2) 資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、本事業に係る財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること
  - 3) 不正等、内容が重大であり迅速な対応が求められる場合、資金分配団体と協議の上 JANPIA が 1) 2) の措置を講じること

資金分配団体は、上記の措置のほか、

- ・ 実行団体が行う事業の公正かつ適確な遂行のために必要な措置
- ・ その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行のために必要な措置

を講ずることができます。

### 15. 外部監査の推奨

毎年度の決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。その際、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めていただいてもかまいません。

なお、上記とは別途、必要と認める場合には証憑を監査することがあります。

## 16. 助成金の使途

実行団体は、本事業を実施するに当たって本総事業費を本事業の実施のために使用する者として、助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。また、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づき、本総事業費について費用間流用を行うことができます。ただし、人件費については、弊団体が承認した場合に限ります。

#### 17. 選定の取消し等

- (1) 資金分配団体は実行団体が次の以下のいずれかに該当するときは、その選定を取り消し、または期間を定めて実行団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求められることがあります。
  - ① 民間公益事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
  - ② 選定に関して不正の行為があったとき
  - ③ 法、または資金提供契約に違反したとき
  - ④ 上記に掲げる事由のほか、助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- (2) 実行団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに 応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、実行団体の選定に申請することができません。
- (4) (1)~(3)について、資金提供契約に定めます。

#### 18. 助成金の返還

- (1) 以下に該当する場合は、弊団体は期限を定めてその返還を実行団体に求めることがあります。
  - ① 実行団体の助成金辞退に伴い助成金の交付決定が取り消された場合において既に実行団体が 交付を受けている助成金。
  - ② 実行団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において取消しまたは停止に係る部分について既に実行団体が交付を受けている助成金。
- (2) 資金分配団体は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。
- (3) (1)~(2)について、資金提供契約に定めます。

## 19. 加算金及び延滞金

- (1) 実行団体は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を資金分配団体に納めなければなりません。
- (2) 実行団体は、助成金の返還を求められ、これを納付期日まで納めなかったときは納付期日の翌日から納付日までの日数に応じてその未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を資金分配団体に納めなければなりません。
- (3) 資金分配団体は、(1)、(2)においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができます。
- (4) (1)~(3) について、資金提供契約に定めます。

#### 20. 不正等の再発防止措置

- (1) 実行団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、関係者への処分、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について弊団体に報告するとともに、実行団体のWebサイト等で公表することとします。
- (2) (1)の事案が発生した場合、JANPIA および資金分配団体は、実行団体における総事業費の流用や不正使用等の事案の概要等をWebサイト等で公表することとします。また、不正使用等の事案に係る者について、資金提供契約に基づく措置を講ずるほか刑事告発等の必要な措置を講じます。

### 21. 情報公開

- (1) 資金分配団体は実行団体と協議のうえ、実行団体に対する助成の事実、本事業計画、報告その他の情報について、資金分配団体の事業報告書やWebサイト等に公開することができます。また、前述の通り休眠預金助成システムに登録された情報は公開できるものとします。
- (2) 資金分配団体は実行団体がその選定を取り消されたり、本事業の実施が停止されたりした場合、 その事実や関連する対応については実行団体に通知の上、資金分配団体の Web サイトその他の媒体 により公開することができます。
- (3) 資金分配団体は上記の公開を行うにあたり、実行団体やその他第三者の知的財産権その他の正当な権利又は利益を侵害することがないように配慮するものとします。

## 22. 資金提供契約

資金分配団体は、この公募要領に定めるもののほか、実行団体に対する助成の実施に関して必要な事項を、資金提供契約において定めることとします。申請に当たっては資金提供契約の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

資金提供契約書の構成は次の通りです。

章	条	内容
第1章		助成対象事業等
	第1条	(助成対象事業)
	第2条	(事業の適正な実施)
	第3条	(進捗管理)
	第4条	(第三者への委託)
	第 5 条	(事業計画等)
第2章		助成金
	第6条	(助成金)
	第7条	(助成の対象)
	第8条	(管理的経費)
	第9条	(評価関連経費)
	第 10 条	(助成金の交付)
	第 11 条	(会計)
	第 12 条	(科目間流用)
	第 13 条	(本助成金の返還)
第3章		ガバナンス体制等
	第 14 条	(ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備)
	第 15 条	(不正行為等への対応)
第4章		成果評価
	第 16 条	(成果評価)
第5章		監督・選定取消し等
	第 17 条	(監督)
	第 18 条	(事業の完了報告)
	第 19 条	(情報開示)
	第 20 条	(選定の取消し・本事業の停止)
	第 21 条	(再選定の制限)
第6章		雑則
	第 22 条	(財産の処分の制限)
	第 23 条	(シンボルマークの活用)
	第 24 条	(情報公開)
	第 25 条	(通知)
	第 26 条	(経費負担)
	第 27 条	(秘密保持)
	第 28 条	(反社会的勢力の排除)
	第 29 条	(契約の解除)
	第 30 条	(損害賠償)
	第 31 条	(契約の有効期間)
	第 32 条	(契約終了後の効力)
	第 33 条	(完全合意)
	第 34 条	(地位の移転、譲渡の禁止)
	第 35 条	(第三者のためにする契約)
	第 36 条	(準拠法・合意管轄)
	第 37 条	(疑義の解決)

## 23. 説明会の開催

-	
	<b>&lt;松江会場&gt;</b>
 島根県エリア	日 時:2020年2月5日(水) 14:00~16:00
	会 場:ふるさと森林公園学習展示館
	会場住所:島根県松江市宍道町佐々布 3352
	<岡山会場>
	日 時:2020年2月4日(火)19:00-21:00
	会 場:BRANCH 岡山北長瀬内 ハッシュタグ シェアスペース
四山坦土山之	会場住所: 岡山市北区北長瀬表町二丁目 17 番 80 号 BRANCH 岡山北長瀬内
岡山県エリア	<津山会場>
	日 時:2020年2月10日(月)13:30-15:30
	会 場:津山商工会議所 3階 第1会議室
	会場住所:岡山県津山市山下 30-9
	<広島会場>
	日 時 :2020 年 2 月 3 日(月) 14 時~16 時(終了後に評価勉強会開催)
	会 場:広島県民文化センター 6F(ひろしま NPO センター会議室)
た自用・ロマ	会場住所:広島県広島市中区大手町 1-5-3
広島県エリア	<三次会場>
	日 時:2020年2月6日(木) 14時~16時(終了後に評価勉強会開催)
	会 場:三次市民ホール KIRIRI スタジオ 2
	会場住所:広島県三次市三次町 111 番地 1

## 24. 問い合わせ先

	公益財団法人ふるさと島根定住財団
島根県エリアについて	〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3 階
	TEL: 0852-28-0690 、 E-Mail: chiiki@teiju.or.jp
	担当者:森山(もりやま)
	NPO 法人岡山 NPO センター
図は用すりマについて	〒700-0822 岡山県岡山市北区表町1丁目4-64上之町ビル3階
岡山県エリアについて	TEL:086-224-0995 FAX:086-224-0997 E-mail:npokayama@gmail.com
	担当者:北内(きたうち)
	NPO 法人ひろしま NPO センター
広島県エリアについて	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 3-1 幟会館 2F
本事業全般について	TEL:082-511-3180 、メール:kyumin-chu5@npoc.or.jp
	担当者:松村(まつむら)、山本(やまもと)

## 別添 1.

提出していただく規程類(自団体で持っている規程や指針等)には表中の必須項目が含まれていることを確認してください。尚、項目により提出時期が異なります。

#### 提出時期

- ○…資金提供契約締結時までに提出
- △…契約期間中に提出(注記:個々の実行団体の特性などを踏まえ、相応しくないものがあれば、実行団体と協議の上、現実的で実効性が担保できる対応について決めることとします)

	実行団体の	参考 JANPIA の
規程類に含める必須項目	整備義務	規程類
<ul><li></li></ul>	IE (III 32.1)	750 11775
(1) 開催時期·頻度	0	
(2) 招集権者	0	
(3) 招集理由	Δ	
(4) 招集手続	Δ	
(5) 決議事項	0	
(6) 決議(過半数か3分の2か)	0	·評議員会規則·
(7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係 を有する評議員を除いた上で行うという内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会へ の出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこ ととします。	0	定款
(8) 議事録の作成	0	
● 理事会の運営に関する規程		
(1) 開催時期·頻度	0	
(2) 招集権者	0	
(3) 招集理由	Δ	
(4) 招集手続	Δ	
(5) 決議事項	0	・理事会規則・定
(6) 決議(過半数か3分の2か)	0	款
(7) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係 を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること	0	
(8) 議事録の作成	0	

•	● 役員及び評議員の報酬等に関する規程		
(1)	役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	0	·役員及び評議員
			の報酬等並びに
(2)	報酬の支払い方法	Δ	費用に関する規
			程
•	職員の給与等に関する規程		
(1)	基本給、手当、賞与等	0	4A F +B 1D
(2)	給与の計算方法・支払方法	Δ	·給与規程
•	理事の職務権限に関する規程		
JAN	IPIA の定款(第 29 条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか		·理事の職務権限
理事	耳間の具体的な職務分担が規定されていること	Δ	規程
•	倫理に関する規程		
(1)	基本的人権の尊重	0	
(2)	法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)	0	
(3)	私的利益追求の禁止	0	
(4)	利益相反等の防止及び公開	0	
(5)	特別の利益を与える行為の禁止		/A TEL 40
	「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対	•	·倫理規程 
	し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容	0	
	を含んでいること		
(6)	情報公開及び説明責任	0	
(7)	個人情報の保護	0	
•	利益相反防止に関する規程		
(1)	利益相反行為の禁止		
	「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団		
	体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示	0	·倫理規程·理事
	すこと		会規則·役員の利
(2)	利益相反行為の禁止		益相反禁止のた
	「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他	0	めの自己申告等
	の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものであ		に関する規程・就
	る」という内容を含んでいること		業規則·審査会議
(3)	自己申告		規則·専門家会議
	「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自		規則
	己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速	0	
	な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		

● コンプライアンスに関する規程			
(1) コンプライアンス担当			
組織コンプライアンスを担当する部署又は責任者が設置されている	0		
こと			
(2) コンプライアンス委員会			
コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は、上記(1)のコンプ	Δ	規程	
ライアンスを担当する責任者を配置することで足りるものとする			
(3) コンプライアンス違反事案			
「不正発生時 には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再			
発防止策を確実に実施し、その 内容を公表する」という内容を含ん	0		
でいること			
● 公益通報者保護に関する規程			
(1) ヘルプライン窓口			
自団体で整備することが困難な場合は、JANPIA のヘルプライン窓	0		
ロの外部機関を利用することで足りるものとする			
(2) 通報者等への不利益処分の禁止			
消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度			
の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成 28 年 12	0		
月9日)に沿って公益通報者保護規程を定めること			
● 情報公開に関する規程			
以下の 1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2.			
事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目	Δ	•情報公開規程	
録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録			
● 文書管理に関する規程			
(1) 決済手続き	Δ		
(2) 文書の整理、保管	Δ	•文書管理規程	
(3)保存期間	Δ		
● リスク管理に関する規程			
(1) 具体的リスク発生時の対応	Δ	- ・リスク管理規程	
(2) 緊急事態の範囲	Δ		
(3) 緊急事態の対応の方針	Δ		
(4) 緊急事態対応の手順	Δ		
● 監事の監査に関する規程			
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること			
※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審	Δ	•監事監査規程	
議した議事録を提出してください			

● 経理に関する規程			
(1) 区分経理	0		
(2) 会計処理の原則	Δ		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	Δ		
(4) 勘定科目及び帳簿	0	•経理規程	
(5) 金銭の出納保管	Δ		
(6) 収支予算	0		
(7) 決算	0		
● 組織(事務局)に関する規程			
(1) 組織(業務の分掌)	Δ		
(2) 職制	Δ	・事務局規程	
(3)職責	Δ	一种物心风性	
(4) 事務処理(決裁)	Δ		
● コンソーシアムの運営に関する規程			
※コンソーシアムによる提案の場合		T	
(1) コンソーシアムの目的	0	- ・休眠預金等に関 - するコンソーシア	
(2) 構成団体の名称等	0		
(3) 代表団体及び権限	0		
(4) 構成団体の業務分担	0	- ム協定書	
(5) 会計	0	ᄭᇞᇨᆸ	
(6) 構成団体の責任	0		